

主催・共催・協賛・後援に関する内規

(総則)

第1条 この内規は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下「当会」という）が関与する事業、および当会以外の他団体との間で締結される「主催」、「共催」、「協賛」、「後援」の適用、取扱いに関する基準を定めるものとする。

(適用)

第2条 事業の目的及び内容が当会の定款第4条に定める事業に合致するものであれば、当会とは他団体の事業に対して共催、協賛、後援（以下「共催等」という）を行うことができ、また当会が主催する事業に対して他団体からの共催等を受けることができる。

(主催、共催等の定義)

第3条 主催、共催等の定義は次のとおりとする。

(1) 主催

事業の開催の主体となり、その団体の責任においてその事業を開催することをいう。

(2) 共催

事業を開催する複数の団体が対等な立場に立ち、企画、会計、広報などすべての事項についての合意に基づき実施することをいう。

(3) 協賛

・事業の趣旨に賛同し、人員・物品・金銭等を提供するなど積極的な援助を行うことで後援と同義であるが人員派遣や協賛金負担を伴う場合があり、後援に比べて当会の関与度合いの程度が大きい場合に適用する。

・試薬および診療材料等の製造会社、販売会社、卸会社等（以下「メーカー等」という）から講師料や会場設営等、事業運営費用の全額または一部の提供、事業開催に必要な物品の提供を受ける、講師の派遣を受ける、あるいはメーカー等の社員による学術的知識の提供により事業運営の支援を受けることをいう。

(4) 後援

事業の趣旨に賛同し、適当な方法で広報を実施するなどの支援を行う又は支援を受けることをいう。支援の内容が、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(主催、共催等の名義人)

第4条 主催、共催等の名義は、当会名で行い、研究班名等では行わない。他団体に対しては当会名と同格の名義を要求することとする。

(共催等をすることができる他の団体)

第5条 当会が共催等をするすることができる他の団体、あるいは当会が共催等を受けることができる他の団体は次のいずれかに該当するものとする。

(1) 国、及び地方公共団体

- (2) 公社、公団、その他の特殊法人
- (3) 学会、その他の公益法人
- (4) 新聞社等情報の提供、出版物の発行等を目的とする法人
- (5) 賛助会員、広告企業
- (6) その他、理事会が認めた団体

(認可基準)

第6条 他団体から共催等の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、その承認を個別に判断する。

- (1) 承認することができる場合
 - 1) 定款第4条に合致するものと認められるとき。
 - 2) 公益性があると認められるとき。
 - 3) 知識の習得を目的とし当会会員にとって有益であると認められるとき。
 - 4) 営利目的でないとき。
- (2) 承認できない場合
 - 1) 特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
 - 2) その運営方法が、公正でないと認められるとき。
 - 3) 座談会のように、その対象が極めて限定されたものと認められるとき。
 - 4) その他、理事会で適当でないと判断されたとき。

第7条 当会が企業等の他団体に対し「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、プロモーションコードに沿って以下の事項に留意すること。

- (1) 公平性への配慮
特定の企業に取引上の利益あるいは不利益が生じないように配慮すること。
- (2) 依頼先への提出資料（必要な場合）
 - 1) 当会定款（過去に依頼の実績がない場合）
 - 2) 「共催」、「協賛」、「後援」趣意書（様式第6号）
 - 3) 収支予算書（様式第7号）
 - 4) 決算報告書（事業終了後）（様式第5号）
- (3) 費用負担を求めてはならないもの
 - 1) 本来参加者個人が自ら負担すべき費用
 - ・ 交通費
 - ・ 宿泊費
 - ・ 懇親会費
 - ・ 食事代（ランチョンセミナーを除く）
 - ・ その他個人費用の肩代わりと判断されるもの

（補足）但し、学会等における役員などによる公式な会合に要する費用（茶菓

などのような華美、過大ではない飲食代) や講師等を招聘する場合の交通費、宿泊費などはこの限りではない。

2) 景品類の提供

公正取引委員会告示「医療機器業における景品類の提供の制限に関する校正競争規約」に違反する華美な景品類の提供を求めてはならない。

(補足) 規約に違反しない景品類とは

- ① 正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えない少額の景品類
- ② 自社の主催する会合に際して提供する社会通念上華美、過大にあたらぬ贈答、接待
- ③ 慣例として行われる記念行事に際して提供する社会通念上華美、過大にあたらぬ贈答、接待

3) 企業の費用負担は研修会予算の50%超えない事

(共催等の申請)

第8条 共催等の申請は以下のように行うこととする。期限後の提出は認めない。

- (1) 第5条に該当する他団体主催の事業に協賛・後援をする場合は、他団体または当会実務担当責任者が学術部長に協賛・後援等申請書を提出する。該当する他団体に申請書の書式がない場合は、「他団体への協賛・後援等申請書」(様式第1号)を使用する。また、第5条に該当する他団体主催の事業と共催する場合も同様に他団体または当会実務担当責任者が学術部長に共催申請書を提出する。申請書の書式がない場合は、「他団体との共催申請書」(様式第2号)を使用する。期限は当該事業実施日の1ヶ月以前とする。他団体から「協賛依頼書」または「協賛趣意書」の提出依頼があった場合、当会会長名で行うこととする。
- (2) 当会が主催する事業に対して、第5条に該当する他団体から協賛・後援を受ける場合は、「共同開催研修会企画申請書」(様式第3号)を学術部長に提出する。学術部長は理事会に報告する。

(共催等の事業報告)

第9条 事業が終了後、「共催・協賛・後援事業報告書」(様式第4号)を学術部長に提出し、理事会に報告すること。

(共催等の会計報告)

第10条 他団体主催の事業等に協賛・後援し、或いは他団体と共催し、その経費を負担した場合には、事業終了後2週間以内に学術会計に報告がなされること(様式第5号)。学術会計はこれを理事会に報告する。

(捕捉)

第11条 この内規に定めるもののほか、この内規の運用に関し必要な事項は、原則、理事会にて協議し決定する。

附則

本内規は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本内規を平成 27 年 5 月 8 日改訂する。

本内規を平成 28 年 12 月 1 日改訂する。

本内規を平成 29 年 6 月 9 日改訂する。